



高第 2631 号  
平成 31 年 1 月 21 日

各高齢者福祉施設長 様  
(政令市・中核市に所在の施設を除く)

兵庫県健康福祉部  
少子高齢局高齢政策課長

### 高齢者福祉施設等におけるインフルエンザ等感染症対策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
インフルエンザは毎年冬季に流行を繰り返していますが、県内では、平成 31 年第 2 週（1 月 7 日から 1 月 13 日）における定点医療機関でのインフルエンザ報告数は、昨年より 1 週間早く「警報レベル」に達しており、今後とも十分な注意が必要な状況です。

高齢者が入所する施設で、インフルエンザ等の感染症の流行があった場合には、入所者の体調等によっては、その生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあるため、従来より施設等の感染症対策の徹底に努めていただいているところですが、下記の事項に留意し改めて点検を行い、施設等におけるインフルエンザ等感染症対策に万全を期されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 施設等の運営基準の点検・確認

基準への適合状況について点検・確認のうえ必要な見直しを行ってください。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び職員への結果の周知
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の作成
- ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修の定期的な実施。

#### 2 感染症等が発生した場合の対応の点検・確認

感染症及び食中毒の発生又は発生が疑われる際の対応について、施設内で点検・確認を行い、発生等の際に適切に対応できるよう職員に周知を図ってください。

(参考:「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 268 号)